

空家法の一部改正に伴う条例・規則の改正について

<改正を行った条例・規則一覧>

- (1) 小牧市空家等対策協議会条例
- (2) 小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例
- (3) 小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例施行規則
- (4) 小牧市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

(1) 小牧市空家等対策協議会条例

【改正理由】

法改正に伴い、引用条項にずれが生じたため。

【改正内容】

引用条項の改正。

(2) 小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例

【改正理由】

法改正に伴い、法の規定により、管理不全空家等の所有者等に対する指導や特定空家等に対する緊急時の代執行が可能となったため。

【改正内容】

- 1 管理不全空家等について、法に基づく助言又は指導が可能となったため、条例による助言又は指導の対象から除外。
- 2 特定空家等について、法に基づく緊急時の代執行が可能となったため、条例による緊急安全措置の対象から特定空家等を除外。

(3) 小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例施行規則

【改正理由】

(2)の改正に伴い、身分証明書に記載されている条文も同様に改正する必要が生じたため。

【改正内容】

身分証明書裏面の条文の改正。

(4) 小牧市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

【改正理由】

法改正に伴い、引用条項の改正や条ずれが生じ、また、新たに規定された事項に関する様式を追加する必要が生じたため。

【改正内容】

- 1 引用条項の改正及び条ずれの修正。
- 2 空家等に係る事項に関する報告の徴収に関する事項の追加。
- 3 管理不全空家等への勧告に関する事項の追加。
- 4 特定空家等に対する緊急代執行に関する事項の追加。
- 5 以下の様式の追加。
 - ・空家等に係る事項に関する報告事項及び報告徴収書
 - ・空家等に係る事項に関する報告書
 - ・管理不全空家等への勧告書
 - ・緊急代執行費用納付命令書